

## 交通事故(第三者)

入保険などのメモ

### ◆早急に提出する書類

・第三者の行為による傷病届

・誓約書(相手側)(後日でも可)

・事故発生状況報告書

・交通事故証明書(後日でも可)

・念書(被保険者側)

## 必ず届け出を 交通事故にあったとき

行為による不法行為等)で国民健康保険被保険者証を使用する場合は、手続きが必要です。

交通事故など、第三者の行為によつて傷病を受けた場合、基本的には第三者の行為により生じた行為により生じたものであり、けがを負わせた人がその損害を賠償する義務がありますが、国民健康保険を使つて治療を受けることができます。



國保

\*ただし、無免許運転・飲酒運転など重大な違反や犯罪を犯した場合は除きます。  
必ず届け出を

問 市民課国民健康保険係  
平成(80)1月14日3

税額			普通徴収(納付書または口座振替)	第1期(6月)	第2期(8月)	年金額の4分の1
2月	12月	10月				

税額			特別徴収(年金から天引き)	4月	6月	8月	前年の10月から翌年の3月までに徴収した額の3分の1
2月	12月	10月					

## 年金

### 市・県民税の納付方法

平成21年10月から地方税法の改正により、社会保険庁等

(年金支払者)が老齢基礎年金等から市・県民税を天引きし、直接、市へ納入する特別徴収が始まります。

1. 対象者 市・県民税の納稅義務者で、

・老齢基礎年金等の年額が

18万円未満の人

・特別徴収税額が老齢基礎年

金の年額を超える人

したがつて、国民健康保険を使

い治療を受けると、国民健康保

険は加入者の医療費を一時的に

立て替え、あとから加害者に費

用を請求することになります。

### ◆平成21年度における徴収方法

示談は慎重に

国民健康保険に届け出る前に、加害者から治療費を受け取つたり示談を済ませてしまふと、その内容が優先されてしまうことがあります。示談の前に、必ずご相談ください。

問 市民課国民健康保険係

平成(80)1月14日3

【届け出に必要なもの】  
国民健康保険被保険者証・免許証・相手方の連絡先および加

なお、次の人は特別徴収の対象ではありません。

### 2. 納付方法

平成21年度は、1期・2期

は今までどおり納付書また

は口座振替により納付して

いただくことになります。3

期・4期に代わり10月から老

齢基礎年金等からの天引き

が開始されます。

・課税年度の初日の属する年

の1月1日以後引き続き山武

市内に住所がない人など

※納付方法は変わりますが、

年税額が増減することはある

### ◆平成22年度以降の特別徴収の時期・対象税額

◎住民税の課税時期に、再度広報などでお知らせする予定です。

問 課税課市民税係  
平(80)1月28日1